

# 非自発的失業者に係る 国民健康保険税の軽減について

倒産、解雇、雇い止めなどの理由で離職をされた方（非自発的失業者）の国民健康保険税は、申請をすることで軽減（減額）されます。

## 対象となる方

次の条件をすべて満たす方。

- 1 平成21年3月31日以降に失業した方
- 2 離職時点で65歳未満の方
- 3 雇用保険の失業等給付を受ける方で、雇用保険受給資格者証の離職理由コードが以下に該当する方



## \*ただし…

雇用保険受給資格者証に「特」\*1・「高」\*2の記載がある方は対象となりません。

- ・\*1「特」…特例受給資格者（短期雇用者の離職に対する一時金の給付を受ける方）
- ・\*2「高」…高年齢受給資格者（65歳以上の離職に対する一時金の給付を受ける方）

## 【特定受給資格者に対応する離職理由コード】

離職理由コード	離職理由
11	解雇
12	天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
21	雇止め（雇用期間3年以上の雇止め通知あり）
22	雇止め（雇用期間3年未満更新明示あり）
31	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
32	事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職

## 【特定理由離職者に対応する離職理由コード】

離職理由コード	離職理由
23	期間満了（雇用期間3年未満更新明示なし）
33	正当な理由のある自己都合退職
34	正当な理由のある自己都合退職（被保険者期間12ヶ月未満）

## 軽減内容

非自発的失業者分の国民健康保険税について、前年の給与所得を「30/100」とみなして計算します。また、高額療養費の所得区分判定についても、前年の給与所得を「30/100」として算定します。均等割、平等割の軽減判定については、所得金額を30/100とした額で行います。

\*軽減対象となるのは、離職した本人の給与所得のみです（営業所得、不動産所得、農業所得等は対象になりません）。

➡【例】2月に1人で国保加入、45歳、固定資産税なし

・前年（令和元年分）の収入 200万円（所得に換算すると122万円）

医療分	後期支援分	介護分
<b>A</b> 所得割 (122万円×30/100-33万円) ×8.26% = 2,973円 <b>B</b> 均等割 = 28,100円 <b>C</b> 平等割 = 37,400円  ① <b>A+B+C</b> = 68,400円 *100円未満切り捨て	<b>A</b> 所得割 (122万円×30/100-33万円) ×2.18% = 784円 <b>B</b> 均等割 = 5,100円 <b>C</b> 平等割 = 10,700円  ② <b>A+B+C</b> = 16,500円 *100円未満切り捨て	<b>A</b> 所得割 (122万円×30/100-33万円) ×0.66% = 237円 <b>B</b> 均等割 = 6,900円 <b>C</b> 平等割 = 3,100円  ③ <b>A+B+C</b> = 10,200円 *100円未満切り捨て
1年分の国民健康保険税額（①+②+③）=95,100円		

### 軽減期間

退職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで（最大2年間）。

➡【軽減期間の例】

例	退職日	軽減期間
1	令和 2年 3月 31日	令和 2年 4月 1日～令和 4年 3月 31日
2	令和 2年 9月 20日	令和 2年 9月 21日～令和 4年 3月 31日

\*軽減期間中に就職した場合…

軽減対象期間中に、就職や被用者保険（社会保険等）の扶養になるなど、他の健康保険に加入して国民健康保険の資格を喪失すると軽減は終了します。ただし、国保に再加入した場合、対象期間内であれば軽減の対象となります。

### 手続きの方法

「国民健康保険特例対象被保険者等（非自発的失業）該当申告書」を、町民課国保担当へ提出してください。

\*手続きの際に必要なもの

- ・ハローワークで交付される「雇用保険受給資格者証」
- ・認印
- ・マイナンバーが分かるもの（マイナンバーカード又は通知カード）

### お問い合わせ先

野辺地町役場町民課 国保担当 電話：64-2111

